

今後の収支見込み（一般財源ベース）

※H24年度は決算見込み、H25年度は当初予算を記載している。

(単位:億円)

年 度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	備 考	
歳 入 合 計 (1)	604	599	596	592	595	596	597		
市 税	395	392	393	389	392	393	389	H26以降：評価替え見込等を反映	
地方交付税	155	149	155	156	157	157	162		
地方交付税	107	100	106	107	108	108	113	H26以降：一部特殊要因を除き、地方交付税は一定としている。 (特殊要因：①公債費の交付税措置分 ②扶助費など法定経費の増加分 ③市税の評価替え見込 などを反映)	
臨時財政対策債	48	49	49	49	49	49	49		
そ の 他	54	58	48	47	46	46	46		
うち、土地売却収入	(1)	(6)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	H25当初予算計上分以外の売却見込は反映していない	
うち、地方特例交付金	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)		
うち、地方譲与税・県税交付金	(35)	(36)	(36)	(36)	(36)	(36)	(36)		
うち、減収補てん債	-	-	-	-	-	-	-		
うち、繰越金	(7)	(6)	(1)	-	-	-	-		
うち、土地開発公社貸付金元金収入	(1)	-	-	-	-	-	-		
歳 出 合 計 (2)	599	598	609	609	615	613	623		
人 件 費 (賞金を含む)	給料・職員手当等	136	135	133	131	128	126	124	
	共済費	29	29	29	29	29	29	29	
	退職手当	18	18	16	15	15	13	16	
	うち定年退職	(12)	(18)	(14)	(12)	(13)	(12)	(14)	
扶 助 費	75	82	85	88	90	93	95	H25をベースに年3%増で試算	
公 債 費	臨時財政対策債分	18	19	23	25	27	30	33	H26以降の新規発行分は49億円で試算
	その他	93	86	79	69	70	67	66	H26以降の新規発行分は45億円で試算
投 資 的 経 費	17	16	16	16	16	16	16		
繰 出 金 (後期高齢者医療負担金含む)	94	99	102	104	105	104	106	介護保険・後期高齢者医療事業の増	
そ の 他	水道事業会計への繰出金	1	1	1	1	1	1	1	
	自動車運送事業会計への繰出金	-	-	-	-	-	-	-	
	病院事業会計への繰出金	13	12	13	14	14	14	14	
	その他	119	118	114	114	113	114	114	物件費、補助費、維持補修費など
明石駅前南地区再開発事業費	0	0	2	5	6	5	7	再開発事業費314億円のうち、市負担104億円 (再開発事業補助42億円、駅広等整備負担金14億円、国道2号デッキ等通路整備3億円、保留床39億円、公共施設等整備24億円、地域の元気臨時交付金による効果額△18億円) 財源：市債93億円 一般財源11億円 2センター方式で試算	
中学校給食実施経費	-	-	1	3	6	6	7	給食センター及び中学校配膳室の整備 建設事業費34億円のうち、市負担32億円 財源：市債30億円、一般財源2億円	
庁舎建設基金への積み立て	3	3	4	4	4	4	4	積立目標額：32億円(建設見込額130億円×25%) H25未積立見込額 8億円	
土地開発公社の廃止に伴う経費	-	-	11	11	11	11	11	第三セクター等改革推進債発行予定額97億円	
退 職 手 当 債	-	-	-	-	-	-	-		
補正予算・決算による不用額	△17	△20	△20	△20	△20	△20	△20		
収 支 差 引 額 (A)【(1)-(2)】	5	1	△13	△17	△20	△17	△26		
基金取崩見込額 (B)	3	0	13	17	20	17	26		
収 支 見 込 額 (A)+(B)	8	1	0	0	0	0	0		
* 基金残高見込額	70	73	60	43	23	6	△20		

【試算の条件】

- 1 人件費の削減効果分を反映させる。
- 2 上記を除き新たな収支改善の対策は行わない。
- 3 行政サービスの水準は平成25年度並を維持する。
- 4 土地売却収入については、平成25年度当初予算計上分以外は反映していない。

* 基金残高は、財政基金、減債基金、特別会計等財政健全化基金の3基金の計を記載しています。

財政健全化関連資料 2

これまでの財政健全化に向けた取り組み

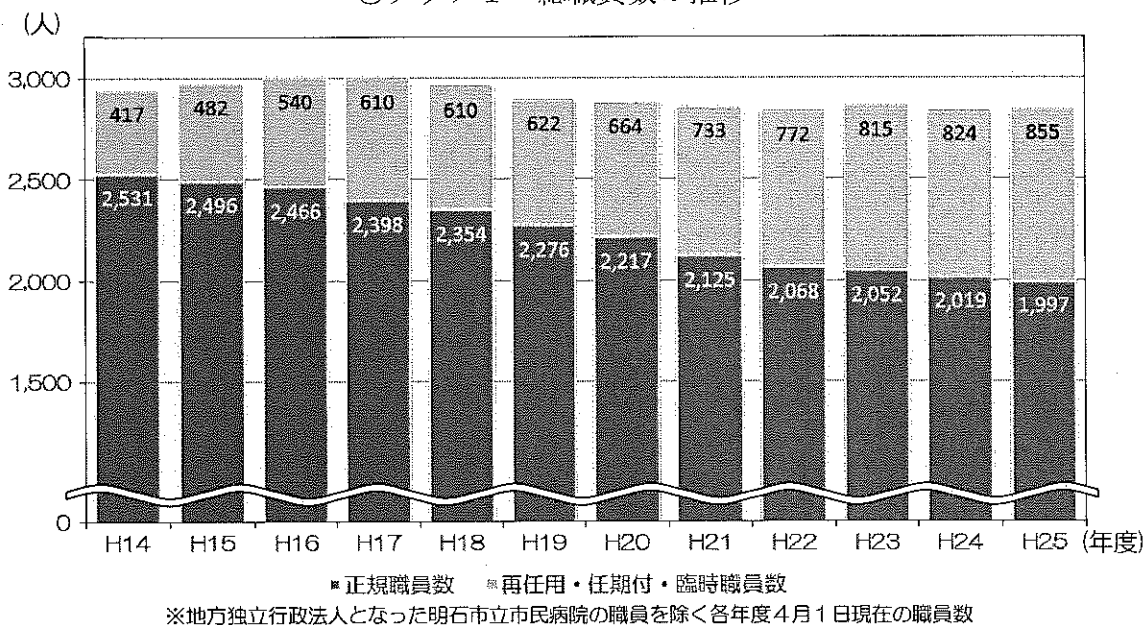
行政改革実施計画に基づき、職員数の削減、職員給与の適正化、事務事業の見直し、歳入の確保等の行政改革に取り組んできました。

職員数及び人件費の状況

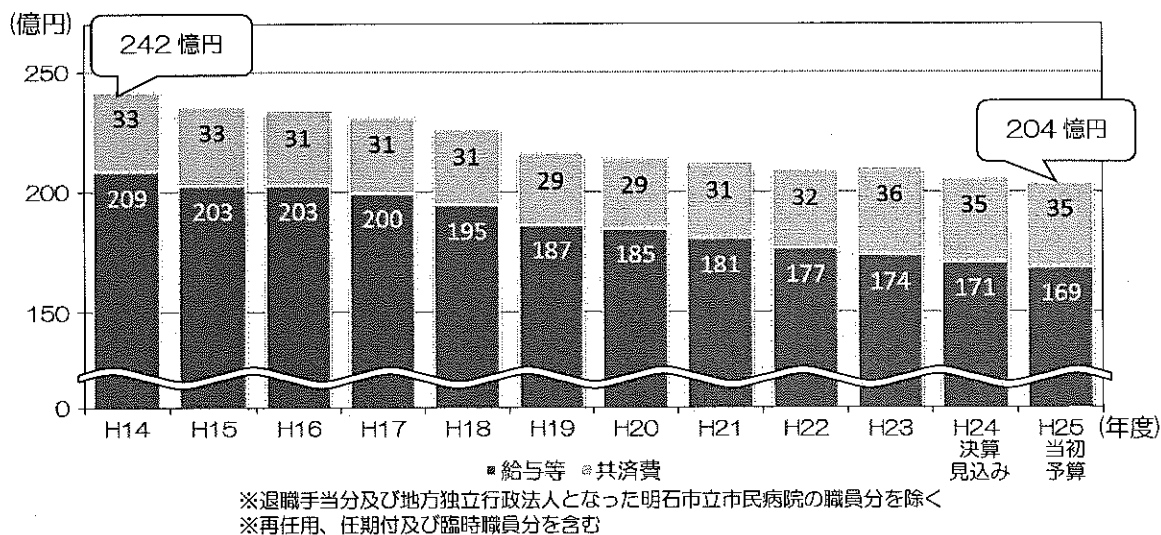
職員数の削減及び職員給与の適正化に取り組み、平成 25 年 4 月 1 日時点での正規職員数は 1,997 人となり、平成 14 年度の 2,531 人に比べて 534 人（約 21%）減少しています。

また、再任用職員や任期付職員を含めた総人件費は、平成 25 年度（当初予算）では 204 億円となり、平成 14 年度の 242 億円に比べて 38 億円（約 16%）減少しています。

○グラフ 1 総職員数の推移



○グラフ 2 総人件費の推移



参考：一般職の退職手当制度の改正

1 支給水準の引き下げ

退職給付水準の官民較差（4,026千円）の全額を解消するため、退職手当法上設けられている「調整率」を、下記のとおり、段階的に引き下げる。（△17/100）

	明石市	国	兵庫県
施行(予定)日	H25年4月1日	H25年1月1日	H25年3月1日
調整率及び経過措置			
104/100	現 行	～H24.12.31	現 行
98/100	H25.4.1～ 12ヶ月間	H25.1.1～ 9ヶ月間	H25.3.1～ 10ヶ月間
92/100	H26.4.1～ 12ヶ月	H25.10.1～ 9ヶ月間	H26.1.1～ 12ヶ月間
87/100	H27.4.1～	H26.7.1～	H27.1.1～

2 定年前早期退職特例措置（勧奨退職）の内容の拡充

[現行制度：明石市、国、県とも同じ]

対象者：定年前10年以内に退職する勤続25年以上の者

割増率：1年につき、2%

	明石市	国	兵庫県
施 行 日	H25年4月1日	H25年11月1日	
対 象 者	同右	定年前15年以内に 退職する勤続20年以 上の者	未 定
割 増 率	同右	定年前1年につき、 最大3% ただし、59歳に到 達する年度で退職す る場合は2%	

特別職の給料、退職手当及び議員の報酬について

① 『地方公務員関係法令実務事典』

特別職の給料の性格は、一般職の給料が生計費や民間賃金との均衡を考慮して決定され、かつ、昇給制度の適用があるのに対して、特別職の報酬及び給料は生活給的な要素を考慮せず、その職務の特殊性に応じ、当該職務に対する一切の給付を含めた対価である。

【特別職の給与について】

② 『地方公務員関係法令実務事典』

特別職の給料は、一般的には下記の原則を総合的に勘案して決定するのが妥当である。

職務責任原則：職務の性格及び責任の度合いに対応したものであること

均衡原則：当該団体における一般職や国及び他の地方公共団体における相応の特別職の報酬と比較して均衡を失しないものであること

状況原則：物価や賃金等の社会経済情勢の変動に応じて十分対応するものであること

【議員の報酬について】

③ 『地方公務員関係法令実務事典』

議員報酬とは、地方公共団体が、非常勤の特別職である議員に支払う労働の対価であると言える。

④ 『昭和 37 年 11 月 21 日付自治省行政局長 議員報酬の適正額に関する内簡』

都道府県の議会の議員（議長及び副議長を除く。）の報酬月額については、当該都道府県における部長（都にあつては局長）に適用される等級の号給のうち、その中間程度を基準として定めることを適当と考える。

【特別職の退職手当】

⑤ 『昭和 55 年 7 月号 地方自治 自治省給与課』

特別職の職員のうち首長に対する退職手当は、一般職の職員のそれのように長期間の勤続そのものに対する報償というよりは、過去の任期間の功労に対する報償という性格が極めて強いものと考えられる。それも在任期間が長くなればなるほど功績度は累進的に高まっていくものではなく、あくまでも各任期毎の功績は同じウエイトのものと考えらるべきであろう。

退職手当制度等について、「住民の十分な理解と支持が得られる」かどうかは、結局のところ支給率等退職手当の水準をどう定めるかにかかっているが、特別職の職員の退職手当の水準をどうすべきかについては、地方公務員法の適用のある一般職の職員と異なり、法律上の定めはない。しかし、給与水準は所詮他との比較の上に成り立つ相対的なものである以上、特別職の職員の退職手当と言えども絶対的基準を導き出すことは困難であり、「〇〇と比べて適正だ」と言う他はない。この場合、「〇〇」に入れる内容としては、他の地方公共団体の特別職職員のほか、民間企業の役員、国の公庫・公団の役員、最高裁判所裁判官などの類似的な職種が考えられる。

非常勤の行政委員会委員報酬の月額支給について

1 月額支給の根拠について

非常勤の行政委員会委員の報酬については、地方自治法第203条の2第2項により、報酬は、「その勤務日数に応じてこれを支給する」ととされていますが、「条例で特別の定めをした場合には、この限りではない」と規定されています。

本市におきましても、行政委員会委員の勤務日数だけではなく、職務に係る調査・研究、責任の大きさなどの職務の性質などを踏まえ、条例に規定したうえで、非常勤の行政委員会委員に対して、月額支給をしているところです。

地方自治法第203条の2

〔報酬及び費用弁償〕

第二百三条の二 普通地方公共団体は、その委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。

- ② 前項の職員に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。
- ③ 第一項の職員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。
- ④ 報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

2 月額支給に関する最高裁判決

本市をはじめ多くの自治体は、条例で規定することにより、月額で支給しているところですが、近年、不当支出として、住民訴訟等が提起されている状況となっていました。

この問題につきましては、平成23年12月16日、最高裁は、滋賀県の場合ですが、「地方自治法は、市の条例で、月額制を定める場合の実質的な要件について、何ら規定していないので、非常勤職員の報酬制度について、月額制をとるか、日額制をとるかについては、その自治体の事情をもっとも知り得る立場にある議会の裁量権に委ねられている。」として、月額支給を適法とする初めての判断を示しました。

非常勤の行政委員会委員の概要について（明石市）

	監査委員	教育委員会	選挙管理委員会	農業委員会	公平委員会	固定資産評価審査委員会
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> 地方自治法第195条 明石市監査委員条例 	<ul style="list-style-type: none"> 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第2条 	<ul style="list-style-type: none"> 地方自治法第181条 明石市選挙管理委員会規定 	<ul style="list-style-type: none"> 農業委員会等に関する法律 明石市農業委員会規定 	<ul style="list-style-type: none"> 地方公務員法第7条 明石市公平委員会規則 	<ul style="list-style-type: none"> 地方税法第423条 明石市固定資産評価審査委員会条例
職務内容	<ul style="list-style-type: none"> 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の監査（財務監査） 事務の執行の監査（行政監査）等 	<ul style="list-style-type: none"> 学校その他の教育機関の設置、管理及び廃止 財産の管理 職員の任免その他の人事 学校の組織編成、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導等 	<ul style="list-style-type: none"> 国・地方公共団体の選挙に関する事務及びこれに関係する事務の管理等 	<ul style="list-style-type: none"> 自作農の創設及び維持 農地等の利用関係の調整 農地の交換分合その他農地に関する事務等 	<ul style="list-style-type: none"> 職員の給与、勤務時間等の勤務条件に関する措置の要求の審査、判定、措置 職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁定又は決定 職員の苦情の処理等 	<ul style="list-style-type: none"> 固定資産評価の不服申立てに関する審査等
委員数	3名 (内訳) 識見者選出：1名 議員選出：2名	4名 (内訳) 委員長：1名 委員：3名	4名 (内訳) 委員長：1名 委員：3名	27名 (内訳) 会長：1名 会長代理：1名 委員：25名	3名 (内訳) 委員長：1名 委員：2名	3名 (内訳) 委員長：1名 委員：2名
任期	4年	4年	4年	3年	4年	3年
選任の方法	<p>監査委員は、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者及び議員のうちから、選任する。</p>	<p>当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するものうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、選任する。</p>	<p>選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するものうちから、地方公共団体の議会において選挙により選任される。</p>	<p>一定規模の農地を有する者のうち選挙により選ばれる委員（20名）及び農協等の推薦により選任される委員（7名）。 ※定員条例の改正により、選挙委員は、平成26年7月より定員は16名。</p>	<p>人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。</p>	<p>地方公共団体の住民、市税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、地方公共団体の議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。</p>

前回の行政委員会委員報酬の改定状況 (参考)

非常勤の行政委員会委員の報酬については、平成5年度の明石市特別職報酬等審議会の答申に基づき、特別職及び議員の報酬等の改定率(平均引き上げ率2.75%)に準じた改定を行いました。

区	分	現			行			改 正 前	
		単位	金額 (円)	適用日	単位	金額 (円)	単位	金額 (円)	
監 査 委 員	職 見 者 選 出	月額	257,000	H6.4.1	月額	250,000	月額	250,000	
	議 員 選 出	月額	65,000	H24.4.1	月額	69,000	月額	69,000	
教 育 委 員 会	委 員 長	月額	257,000	H6.4.1	月額	250,000	月額	250,000	
	委 員	月額	195,000	H6.4.1	月額	190,000	月額	190,000	
選 挙 管 理 委 員 会	委 員 長	月額	128,100	H6.4.1	月額	124,700	月額	124,700	
	委 員	月額	104,400	H6.4.1	月額	101,600	月額	101,600	
農 業 委 員 会	会 長	月額	65,200	H6.4.1	月額	63,500	月額	63,500	
	委 員	月額	47,600	H6.4.1	月額	46,300	月額	46,300	
公 平 委 員 会	委 員 長	月額	53,000	H6.4.1	月額	51,600	月額	51,600	
	委 員	月額	44,200	H6.4.1	月額	43,000	月額	43,000	
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会	委 員 長	日額	17,100	H6.4.1	日額	16,600	日額	16,600	
	委 員	日額	15,700	H6.4.1	日額	15,300	日額	15,300	
審 議 会 等 の 委 員 (一 般 的 基 準)	委 員 長	日額	10,600	H6.4.1	日額	10,300	日額	10,300	
	委 員	日額	9,800	H6.4.1	日額	9,500	日額	9,500	

非常勤の行政委員会委員の報酬額及び順位一覧（明石市）

平成25年8月1日現在

行政委員会委員名	支給区分	支給額	順位		勤務1回当たり 支給額	順位	
			県下29市	特例40市		県下29市	特例40市
監査委員（識見者選出）	月額	257,000	2	1	83,351	4	3
監査委員（議員選出）	月額	65,000	3	3	23,636	6	8
教育委員会（委員長）	月額	257,000	2	1	53,172	2	3
教育委員会（委員）	月額	195,000	2	1	44,402	5	3
選挙管理委員会（委員長）	月額	128,100	6	1	29,004	5	6
選挙管理委員会（委員）	月額	104,400	2	1	40,413	4	3
農業委員会（会長）	月額	65,200	4	15	16,647	9	13
農業委員会（委員）	月額	47,600	4	9	19,697	15	12
公平委員会（委員長）	月額	53,000	5	3	79,500	1	3
公平委員会（委員）	月額	44,200	5	1	81,600	1	2
固定資産評価審査委員会（委員長）	日額	17,100	6	5	17,100	6	5
固定資産評価審査委員会（委員）	日額	15,700	3	5	15,700	3	6

平成23年12月16日(金) 朝日新聞

非常勤月額報酬は適法

最高裁判判断 滋賀県、逆転勝訴

選挙管理委員など自治体の非常勤行政委員に、勤務日数に関係なく月額報酬を支払うことの違法性が争われた訴訟の上告審で、最高裁第1小法廷(横田允孝裁判長)は15日、「非常勤職員への支払い方法は、自治体の事情を知る議会の裁量権に委ねられている」として適法との初判断を示した。その上で月額報酬の支払い差し止めを認めた2審・大阪高裁判決(10年4月)を破棄し、原告の請求を棄却した。

滋賀県が条例で労働、収用、選挙管理の

各委員を月額報酬としていたことだ、同県の吉原稔弁護士が差し止めを求めていた。1審は勤務実態が常勤と異ならない場合のみ例外を定めることができる」とし、差し止めを認め、2審も選挙委員長への支出を除き1審を維持した。地方自治法は、非常勤行政委員への報酬を勤務日数に応じて支給すると定める一方、自治体が条例で違う規定を定めた場合は例外としている。小法廷は「条例が違法かは、非常勤職員の職務の性質などから議会の裁量権の範囲を超えている

か判断すべきだ」と指摘。滋賀県の場合は裁量権の範囲を超えないとした。

同県は条例改正で今年4月から収用、労働委員への報酬を月額に改め、両委員分に改めるなど4月から

の訴えは却下した。選挙委員の報酬は月額20万円前後で、勤務実態は月1回の定例会や県議会への出席など。

滋賀県の嘉田由紀子知事は「県の主張が認められた妥当な結果。行政委員会の非常勤委員の報酬は、労働、収用委員会の報酬を月額に改めるなど4月から

見直した。今後も適正な報酬となるよう努めていく」との談話を出した。

吉原弁護士は「憲法判断を回避して形式的な判断をした不当判決だ。ただ行政は条例を改正しており、訴訟が二石を投じた」としている。

「石川淳一、村山豪」

平成23年12月16日 (金) 毎日新聞

行政委員月額制は適法

最高裁 住民側が逆転敗訴

自治体が非常勤の行政委員に払う報酬をめぐる、実際の勤務日数にかかわらず月ごとに一定額を支給するのが適法かどうか争われた訴訟の上告審判決で、最高裁第一小法廷(横田允幸裁判長)は15日、「報酬を決める裁量権は自治体議会にあり、月額制でも適法だ」とする初めての判断を示した。これにより、違法と主張して提訴した住民側の敗訴が確定した。

第一小法廷は、「勤務日数に応じて支給し、条例で例外規定を設けられる」とする地方自治法には「例外を設ける具体的な条件が規定されていない」と指摘。これを踏まえ、滋賀県の

ケースを検討。選挙管理委員については「一定の専門性が求められ、緊急対応も必要。勤務日数だけでは評価できない」として、月額制でも適法と結論づけ、住民側の請求を棄却した。労働、収用両委員については4月から月額制に改められたため、「訴えの利益がない」と却下した。裁判官5人全員一致の意見。

自治体の行政委員の報酬は、こうした訴訟や住民の批判を受け、全国的に月額制から日額制に見直される動きが加速。見直しを検討している自治体に影響を与える可能性がありそうだ。

訴訟は、滋賀県の住民が、選挙管理委員、労働委員、収用委員の報酬を月額約20万円と定めた県の条例について「勤務は月々5回程度しかなく、違法だ」と指摘し、県に支出の差し止めを求めたもの。一審・大津地裁、二審・大阪高裁はいずれも違法と認め、住民側の勝訴としていた。

平成25年3月20日 (水) 神戸新聞

市教委、選管、監査の各委員

特例40市で報酬トップ

市の非常勤特別職として任命される教育委員会委員、選挙管理委員会委員、監査委員（識見者選出）の報酬が、人口20万人以上の特例市40市でいずれもトップとなっていることが、市の調査分かった。これらの報酬について、20年近く変わらないと改定してはなかった市は、3冠の汚名返上に向けて見直しの検討を始めた。

（森本尚樹）

“3冠”返上へ見直し検討

教委、選管、監査の各が設置する行政委員会。委員会は、いずれも市委員は非常勤で、報酬が月額で定められている。

教育委員			選管委員			監査委員(識見者選出)		
順位	市名	報酬月額	順位	市名	報酬月額	順位	市名	報酬月額
1	明石市	195,000	1	明石市	104,400	1	明石市	257,000
	吹田市	195,000	2	山形市	68,000	2	山形市	252,000
3	枚方市	170,000	3	松本市	65,200	3	枚方市	233,500
4	宝塚市	167,400						
			16	宝塚市	45,000	19	宝塚市	132,800
25	旭川市	77,000	22	旭川市	43,000	23	旭川市	129,000
38	春日井市	45,500	37	太田市	21,000	39	鳥取市	74,000

※明石市調べ。年額、月額で報酬を定めている市は順位から除いているため、最下位の順位が異なる

市が3委員の報酬を特例市と比較したところ、教育委員の報酬は月額19万6千円で、大阪府吹田市と並ぶトップ。教育委員長は25万7千円で最高だった。

選管委員は月額10万4千円で、2位の山形市（6万8千円）に、大差を付けた。選管委員長は12万8千円で1位だった。

監査は、有識者から選ばれた委員が25万7千円で首位だったが、議員選出の委員は本年度から6万6千円に減額され、3

位だった。

県内自治体では、これら3委員の報酬は、いずれも神戸市に次ぐ2位だった。

教育委員の「異働日数」は年間約50日、選管委員は約30日、監査委員は約40日程度とされるが、各事務局は「在宅で資料を眺み込んでほしい負担もあるし、責任も大きい」と説明する。

その他の行政委員会委員の報酬は、農業委員会委員1月額1万7600円（特例市10位）▽公平委員会委員1万4千400円（同2位）▽固定資産評価審査委員会委員1月額1万5700円（同3位）だった。

市長ら非常勤特別職の報酬は特別報酬等審議会（報酬審）で議論され、その報告を踏まえて改定されるが、非常勤特別職の報酬は対象外で、1990年度に改定されたまま。

市人事課は「市長ら非常勤特別職の報酬が注目された一方で、非常勤の報酬は改定の機運が高まらなかったと話している。

平成25年3月27日 (水) 毎日新聞

平成25年3月27日 (水) 神戸新聞

定数1減の「30」に 明石市議会

明石市議会は26日、現補欠選挙を除く次回同市行31の議員定数を1減の30とする条例改正案を賛成多数で可決した。同市議会の定数見直しは33から31に削減された2003年3月以来10年ぶり。

市会では昨年3月に議会活性化特別委員会を設置し、市の厳しい財政事情などを踏まえて定数削減は、人口1万人に議員1人を確保▽4常任委員会委員数を各7人以上確保▽という観点から、2減の29とする案に絞っていた。だが、最終的に削減を求めるとして現状維持を求める会派がきつ

を求めるとして、「明石の定数は既に同規模の市より少ない」として現状維持を求める会派がきつ抗していた。

定数を削減する場合、人口1万人に議員1人を確保▽4常任委員会委員数を各7人以上確保▽という観点から、2減の29とする案に絞っていた。だが、最終的に削減を求めるとして現状維持を求める会派がきつ抗していた。

減派と現状維持派の多数が歩み寄り、1減の30とする案がほぼまとまっていた。

(森本尚樹)

定数削減案を可決

明石市議会

次回選から適用 31から30に

明石市議会は26日、議員定数を現行の31から1減らして30にする特別委員会提案の削減案を、賛成多数で可決した。次回の市議選から適用する。

昨年4月から特別委で検討。市民アンケートやパブリックコメント、類似都市の状況などを踏まえて現状維持

【南長靖雄】

平成25年3月27日 (水) 朝日新聞

議員定数を1減

明石市議会、30に

明石市議会は26日の本会議で、議員定数を31から30に削減する条例改正案を賛成多数で可決し、閉会した。次の市議選から実施する。

改正案は市議会活性化特別委員会が提案した。活性化特別委員会は昨年3月に発足し、市民アンケートなどを実施しながら、市民の求める議員定数や報酬などを探ってきた。